［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考

一　この表及び表二において「中央方式エアコンディショナー」とは、冷凍機により熱媒体等を冷却し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであって、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。

二　この表及び表二において「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。

表二

一～五	［略］
六	ビル用マルチエアコンディショナーであって、次に掲げるもの
	イ　既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの
	ロ　冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分流に必要な構造を備えたもの
	ハ　外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制する機能を備えたもの
	ニ　水を熱源とする構造のもの
七～十一	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

［新設］

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

表二

一～五	［略］
六	分離型であって一の室外機に二以上の室内機を接続して用いる構造のもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるもの
七～十一	［略］

附　則

この省令は、令和四年三月二十七日から施行する。